

令和7年度第2回

函館市環境審議会会議録

開催日時	令和8年(2026年)1月8日(木) 10時00分～11時20分
開催場所	函館市本庁舎8階大会議室
議 題	1 正副会長の選出について [公開] 2 函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン(素案)について [公開] 3 その他 [公開]
出席委員	三浦汀介委員, 笠井亮秀委員, 秋田晋吾委員, 三上修委員, 若松裕之委員, 石樽康雄委員, 小玉齊明委員, 澤辺桃子委員, 兼平史委員, 池田誠委員, 大我一憲委員, 徳田佐和子委員, 清水洋平委員, 竹内正幸委員, 鈴木ふさ子委員, 山田美代子委員, 佐藤俊司委員, 濱田順子委員, 佐々木香委員, 藤島斉委員, 高山紗稀委員, 中沢幸史委員, 石塚康治委員 (計23名)
欠席委員	越智聖志委員, 目黒さおり委員 (計2名)
事務局の出席者の職氏名	環境部長 田中修一 環境部次長 井上徹也 環境政策課長 百成慶恭 環境総務課長 山下乾 環境政策課主査 舘澤裕次 環境政策課主査 斗賀優揮 環境政策課主査 沼田伸之輔 環境政策課主任主事 高島一輝 環境政策課主事 高木雄登
斗賀主査	皆様, 定刻となりましたので, ただいまから函館市環境審議会を開催します。 はじめに, 本日の審議会は委員定数25名のうち, 鈴木委員がこのあと出席予定ですが, 現時点で出席が22名と, 過半数に達しておりますので, 函館市環境基本条例第38条第3項により, 本会議は成立していることを報告します。 なお, 本審議会の議事録については, 後日, 市のホームページで公開しますので, あらかじめご承知おきください。

	<p>続きまして、昨年11月末の任期満了に伴い、委員が交代になっておりますので、各委員をご紹介したいと存じます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>次に、事務局を紹介します。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>次に、資料の確認をいたします。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>それでは「議題1 正副会長の選出について」へ移りたいと存じます。</p>
百成課長	<p>本日は、委員改選後のため、会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進めさせていただきます。</p> <p>函館市環境基本条例第37条第2項では、「会長および副会長は、互選により定める。」という規定になっております。</p> <p>選出方法はいかがいたしましょうか。</p> <p>(「事務局の案」との声あり。)</p> <p>事務局の案というご発言がありましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、事務局の案をお諮りいたします。</p> <p>会長には、引き続き三浦汀介委員を、副会長には函館短期大学の学長である澤辺桃子委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしのご発言がありましたので、会長には三浦委員、副会長には澤辺委員が選出されました。</p>
斗賀主査	<p>それでは、函館市環境基本条例第38条第2号の規定により、三浦会長が議長となりますので、三浦会長よろしく申し上げます。</p>
三浦会長	<p>皆さま、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>今回、会長を引き受けることになり、最初の審議会となりますので、一言ご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>最近、環境省が作成した令和7年版の環境白書を見る機会があり、その内容を要約すると、ポイントは、新たな成長をキーワードに、気候変動、生物多様性の損失、汚染といった3つの危機に対して、脱炭</p>

	<p>素，自然再興，循環経済を統合的に実現し，環境と経済社会の好循環を生み出す地域循環共生圏の発展を目指す点が書かれておりました。</p> <p>具体的には，GXの推進による脱炭素目標の達成，サーキュラーエコノミーへの移行，地域資源の活用，そして被災地の環境再生などの政策が盛り込まれておりました。</p> <p>本日の会議では「函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン（素案）」についてご意見をいただくこととなりますが，これは，先ほど紹介した環境白書の内容と深い関わりがある問題でございます。</p> <p>会長としましては，これらの点を踏まえて，今日の議論が有意義に進むことを期待しております。</p> <p>さて，このガイドラインは，再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり，配慮すべき事項を示すとともに，事業計画や法令等に基づく必要な手続き，地域住民への対応状況などを確認するためのもので，策定に向けた作業が進められており，その素案について，皆さまから忌憚のないご意見をいただければと思っております。</p> <p>なお，本日の終了予定時刻は遅くとも12時頃を予定しておりますので，どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは「函館市再生可能エネルギー発電設備の設置および管理に関するガイドライン（素案）」について，事務局から説明をお願いします。</p>
百成課長	<p>それでは，ガイドライン（素案）の説明をします。</p> <p>（内容の説明）</p>
三浦会長	<p>ただいま，事務局からガイドライン（素案）について，説明がありましたので，ご質問，ご意見等があれば，挙手の上，ご発言をお願いします。</p>
三上委員	<p>ガイドラインでは，太陽光発電施設は10kW以上を対象としていますが，よくある問題として，小規模な発電施設を近隣に大量に設置して，この対象から外れようとするような事態が想定されると思いますが，そのあたりはどのように防ぐのでしょうか。</p>
百成課長	<p>ガイドライン第2条第2号アの括弧書きにおいて，「同一または共</p>

	<p>同の関係にあると認められる事業者」の事業については分散して設置を予定したとしても一体の事業としてガイドラインの適用対象とすることとしております。</p>
中沢委員	<p>再生可能エネルギーの導入については、賛成・反対それぞれの人がおります。函館市として、このガイドラインはどちらの立場寄りなのでしょう。</p>
百成課長	<p>市としては「第2次函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、再生可能エネルギーの種別ごとに目標を定めて導入を促進しているところであり、脱炭素化を図るうえでの取り組みの一つとして、再生可能エネルギーは必要であることから、発電事業を抑制することが目的ではありません。</p> <p>一方で、再生可能エネルギー発電事業の実施にあたっては、自然環境や生活環境等への影響に対する懸念の声もございますので、市としては、ガイドラインにより、地域と共生した適切な事業の実施を促していく必要があると考えております。</p>
三浦会長	<p>同様の内容であっても、木古内町のように条例で定めている例もありますが、函館市がガイドラインを選んだ理由を教えてください。</p>
百成課長	<p>他の自治体において、条例を制定し、規制を行っている事例については承知をしておりますが、市としては、再生可能エネルギー導入に伴うトラブルを未然に防ぐことが重要であると考えておりますことから、発電事業者に対し、関係法令の遵守はもとより、環境への配慮とともに、地域住民や関係者などの理解を得ながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めるよう求めていくため、その指針としてのガイドラインを策定したいと考えております。</p>
藤島委員	<p>第9条に規定する近隣住民等への説明について、対象に自然保護団体や地域の有識者などは含みますでしょうか。</p>
百成課長	<p>「近隣住民等」については第2条第7号に定めており、この中に有識者などは含めておりませんが、第7条の配慮事項のところ、地域の有識者等へあらかじめ相談することなどを求めていくこととしております。</p>
藤島委員	<p>同様の規定を持つ他の地域で、当該規定を盾に現地の自然保護団体</p>

	<p>などが説明会に参加できなかった事例を承知しております。</p> <p>このガイドラインが事業者にとって有利に使われてしまうことを懸念しておりますので、「三方良し」を目指して、この中に環境団体であるとか、市民という言葉を入れていただければと思っております。</p>
百成課長	<p>事業者には市との事前協議も求めているところであり、ここで従前どおり、必要に応じて地域の有識者等への相談や協議などを促していくことで対応したいと考えております。</p>
藤島委員	<p>別表において、植生自然度10の地域を挙げておりますが、これは何に基づいて掲載したものでしょうか。</p>
百成課長	<p>北海道が策定した「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」において植生自然度10の区域が含まれており、これを参考に設定しております。</p>
藤島委員	<p>個人的には植生自然度4または5（二次草原）としても良いように感じております。</p>
百成課長	<p>今後、パブリックコメント手続などを実施し、広く意見を聞いて最終的なものを固めていきたいと考えております。また、他都市の事例で多いですが、考え方の解説も条文と併せてお示しできればと考えております。</p>
三上委員	<p>ガイドラインでは海についても保護されるのでしょうか。</p>
百成課長	<p>ガイドラインで対象とするのは陸域に設置される発電施設としております。</p>
三上委員	<p>再生可能エネルギーの推進と将来のための環境保全の線引きが必要で、函館市は海からも多くのものを得ているので、何か言及できないものか検討してほしいと考えております。</p> <p>また、日本生態学会が出しているガイドラインなどを参照したうえで、発電事業を進めてもらえるよう文言を取り入れることはできるのでしょうか。</p>
百成課長	<p>まず、法の規制等がある場所がどれだけあるのかというところを示したうえで、事業を進めていくのであれば地域と共生したものを進めていただくといった指針を今回お示しさせていただいたところです。</p>

三上委員	海に関しては記載が難しいということだと思いますが、内容を盛り込むことも難しいものではないでしょうか。
百成課長	今回のガイドラインの適用としているのが市内のエリアとさせていただいており、海域について今回のガイドラインでは想定をしておりません。
三上委員	環境の保全を考慮せずに、経済だけを優先する事業者を止められるものになっているのでしょうか。
百成課長	現状、函館市は、国から洋上風力の候補となるエリアに選ばれておりませんが、今後も状況を注視していきたいと考えております。
三浦会長	先ほどの市の説明を聞いて、今回ガイドラインを策定するのは今後の状況の変化に柔軟に対応しつつ、市内での発電施設の設置を適切に行わせるためと理解しております。 ガイドラインの記載内容としてはこれくらいで始めるのが良いのではないかと考えておりますが、他の委員からご意見はありますでしょうか。
兼平委員	条例であってもガイドラインであっても生じ得るものではありませんが、特にガイドラインにおいては事業者が規定を無視して事業を進めようとする場合の対応について、あらかじめ検討しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。
百成課長	ご指摘のとおりガイドライン自体に法的拘束力はありませんが、ガイドラインで示す事項のうち法令等に基づく手続き等が必要なものについて、その履行がなされない場合は、当該法令等に基づく規制の対象となることから、市としても厳正に対処していくこととしております。
中沢委員	個人の意見ですが、再生可能エネルギーは、実は幻だったのではと思います。再生可能エネルギーに対して、環境に良くないと思っている印象を持っている方もいると思います。事業者がこのガイドラインを読んだ時に、「函館市ならこのガイドラインを守ればどんどん事業をやれる」と思われないでしょうか。例えば第1条に、再生可能エネルギーにはこういう弊害があるということも併記するなど、再生可能エネルギーのデメリットについて記載を追加することはできないでし

	<p>ようか。</p>
田中部長	<p>他の地域において、発電施設の設置を規制しようとして条例を定めている地域があることは承知しておりますが、一方で再生可能エネルギーの導入促進というのは脱炭素やエネルギー安全保障など様々な観点から必要性があるものと考えております。推進と規制の両立は難しく、もちろん、法令違反や地域との共生ができないような事業には反対ですが、例えば自宅の屋根に太陽光パネルを載せて自家消費するような、エネルギー地産地消の取り組みまで否定したくないと考えております。今後、国においても太陽光発電の規制の見直しを検討しているとお聞きしており、そちらの推移を見守りながら、適切な事業の実施を求めていくためにガイドラインを策定したいと考えております。</p>
中沢委員	<p>専門家ではない一市民の立場から、太陽光パネルはどうやって作られてどうやって処分されるのかや、再生可能エネルギーがどのように脱炭素につながっていくのかなど、多くの市民はよく知らないと思いますので、そのあたりの説明をもっとしてほしいと考えております。</p>
三浦会長	<p>再生可能エネルギーの必要性そのものに疑義は無いと考えておりますが、発電施設の設置には様々な懸念があると思うので、その払拭に努める必要があり、そこに関しては、市民に対し環境の在り方について、理解の醸成を図ることが必要だと考えております。</p>
高山委員	<p>市内で作られた電気というのは市内で使われるものなののでしょうか。作るのは市内ですけど、電気自体は市外で販売し、使われるということもあるのでしょうか。</p>
百成課長	<p>市内で作った電気は、市内のみならず、市外で使われることもあるかと思えます。今回のガイドラインでは、大きい発電所を作った場合に、自然破壊が起きないように事業を進めてもらうためのものとなっております。屋根置き太陽光パネルのような小規模なものなどは対象外としておりますが、一定規模以上のものであれば、自然とバランスを取りながら事業を進めていく必要があると考えております。</p>
田中部長	<p>一点補足すると、今回議題となっているガイドラインは、作った電気をどのように活用するか、という点ではなく、電気を作るための発電施設を設置する際に、地域と共生できる事業を進めてもらう目的で</p>

	策定するものとなっております。
三浦会長	市内では発電事業に活用できる土地があまりないように感じますが、北海道全体で考えると、先のお話のようなものは考えていかなければいけないと思います。
藤島委員	<p>これまでの議論を聞いていて、市民には再生可能エネルギーについて、良い情報は知られている一方で、環境破壊などの負の情報が正しく伝わっていないように感じられます。パブリックコメントを実施する際には、今回の会議資料だけではなく、市民向けの資料も必要であると考えております。</p> <p>また、第11条の撤去および廃棄について、撤去した後に畑が使えなくなったなどの問題が生じております。撤去後、5年、10年後の土地の状態についても保証することを求めるなどの表現を加えられないかと考えております。これは意見としてお伝えします。</p>
三浦会長	<p>ほかに、ご意見などがなければ、「函館市再生可能エネルギー発電設備の設置および管理に関するガイドライン（素案）」について、終了したいと思います。</p> <p>なお、ただいま出された意見につきましては、事務局において、十分配慮をいただき、ガイドライン案への反映や字句の修正等については、会長へ一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、事務局と最終調整をさせていただければと思います。</p> <p>では、次に「その他」に関しまして、委員の皆さんから何かありますでしょうか。</p> <p>（特になし）</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>
百成課長	本日、頂いたご意見を踏まえ、内部会議における政策決定を経て、パブリックコメントで市民から意見を広く募集し、今年度中の成案化を予定しております。
三浦会長	他になければ、これで予定しました議事をすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。
斗賀主査	これをもちまして、函館市環境審議会を閉会します。